

問合わせ先	都市整備局住宅部住宅政策課 (082-504-2293)
-------	---------------------------------

令和6年能登半島地震に伴う仮住宅としての市営住宅の提供

令和6年能登半島地震により住宅に困窮されている方に、仮住宅として市営住宅を提供（生活必需品を含む）します。

- 1 対象者 令和6年能登半島地震により、居住家屋が被災し、居住が困難となった方
※居住家屋の全壊、半壊等に係る罹災証明の交付を受けている方、または、今後交付が見込まれる方

2 提供する仮住宅

市営住宅 12戸

(内訳)

(戸)

中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区
4	2	0	2	1	1	2	0

3 提供期間

6か月間（自宅の修繕・復旧等の状況を踏まえて延長）

4 使用料

無料（電気、ガス、水道代等は自己負担）

5 生活必需品の提供

仮住宅に入居された方には、次の生活必需品を無償で提供する。

【寝具及び日用品】

布団、調理器具、食器、石鹸、タオル、トイレットペーパー等

【電化製品】

照明器具、冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、湯沸かしポット、テレビ、こたつ

7 手続

住宅政策課において相談の受付を行い、被災者が希望した仮住宅を所管する区建築課において申込みを受け付けます。

(1) 相談受付場所

広島市役所本庁舎5階 住宅政策課 TEL (082) 504-2293

(2) 相談受付期間

令和6年1月10日（水）から当面の間
午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。）

(3) 提出書類（後日提出可）

- ① 罹災証明書（被災した居住家屋の状況が記載されているもの）
- ② 住民票の写し（被災した住宅に居住されていた全員のもの）